令和6年度「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和6年度における「スマートシティさいたまモデル」構築 事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定め るものとする。

(補助対象事業及びその実施に直接必要な経費等)

第2条 要綱第2条に定める補助対象事業は、AI、IoT又はデータ等を活用した先進性・革新性のある生活支援サービスを提供する者が、美園地区等を含むエリアで、その実証又は実装を行う事業とし、当該事業に関する経費の1/2を、3,000,000円を上限として補助する。

(申請受付)

第3条 さいたま市役所都市戦略本部未来都市推進部にて受け付ける。

(交付申請に関する審査)

- 第4条 第2条の規定による補助金の交付決定に関して、審査委員会による審査 を行う。
- 2 審査委員会の設置及び運営等については、別途定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月15日から施行する。 (失効)
- 2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第2条の 規定は、この要領により交付した補助金の交付確定事務について、同日後もな おその効力を有する。